

令和8年度任用 障害者を対象とした徳島市会計年度任用職員 (幼稚園教員補助員) 募集案内

令和8年2月1日

徳島市教育委員会学校教育課

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、障害者の雇用の促進を図ることを目的として、徳島市立幼稚園において、令和8年度に幼稚園教員補助業務に従事する会計年度任用職員の選考試験を次のとおり実施します。

申込受付期間	令和8年2月4日（水）～令和8年2月18日（水）【必着】 午前8時30分～午後5時（土曜、日曜、祝日及び閉庁日を除く。）
採用予定人員	1人程度

1 業務内容

徳島市立幼稚園において、園児の保育の準備・園舎内外の環境整備等に従事します。

2 受験資格

次の(1)～(3)のすべてを満たす者。

- (1) 任用期間を通じて職務に従事できる人
 - (2) 幼稚園教員補助員としての職務を遂行する能力がある人
 - (3) 次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている人(試験日までに交付される見込みのある者を含む。)
 - ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
 - イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳
 - ※ 手帳等は試験日当日において有効であることが必要です。
- (4) 次の各号のいずれにも該当しない人（地方公務員法第16条の規定に基づき）
 - ・拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・徳島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ※ 日本国籍を有しない人で就労が制限されている在留資格の人は採用されません。

3 試験日時、試験場及び合格発表

試験日時	試験場	合格発表
令和8年2月22日（日） 注記：集合時間、試験時間の詳細は、申込書の受理後に、受験票にてお知らせします。	徳島市役所本館 11階 学校教育課 (徳島市幸町2丁目5番地)	令和8年3月中旬、受験者に文書で通知します。

4 試験の方法及び内容

面接試験 職務適性、対人関係能力等についての個別面接試験

5 受験申込方法

- (1) 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「会計年度任用職員（幼稚園教員補助員）申込」と朱書し、宛先を記入した返信用封筒（110円分の切手を貼った長形3号）を同封の上、必ず簡易書留で郵送してください。
- (2) 持参の場合は、事前に連絡の上、徳島市役所11階学校教育課へお越しください。
※事前に連絡がない場合、持参されても、その場で受け取れない可能性があります。

6 受験にあたっての注意事項

- (1) 試験当日持参するもの

受験票（申込書持参の場合は受渡、郵送の場合は郵送します）

- (2) 身体等の事情により受験の際に特に配慮の必要な方は、試験会場等の準備に必要なため、申込書裏面の該当欄にその旨を記載してください。

7 合格から採用まで

- (1) 選考試験の結果、合格者は令和9年3月31日までを登録期間とする合格者名簿に登載されます。
- (2) 合格者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和8年4月1日以降の採用を行います。
- (3) 合格者名簿に登載されても、必ずしも採用されるとは限りません。また、業務の必要に応じて採用を行うため、採用時期・任用期間等は異なる可能性があります。
- (4) 合格発表後、受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- (5) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

8 勤務条件等

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、令和9年度以降も再度任用することができます。（任用初年度を含めた3年度を限度とします。）
勤務日	週5日(原則、月曜日から金曜日), 徳島市教育委員会が指定する日 週休日(土曜日、日曜日)及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までは休み
勤務時間	6時間15分勤務 (週31時間15分) 原則、8:30から15:30まで(休憩45分)
給与	月額164,633円～185,400円 (地域手当相当額を含む) <u>※徳島市職員として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与月額を決定します。</u>
諸手当	給与関係の条例、規則等の定めるところにより、通勤手当、期末・勤勉手当(6月・12月)等が支給されます
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇(1年間に最大20日)を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度があります。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
災害補償	公務上の災害又は通勤上の災害については、労働者災害補償制度が適用されます。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。(服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止) ※営利企業への従事等の制限(兼業の禁止)については、パートタイム勤務のため適用外となります。が、報告が必要となります。
その他	給与支給日は毎月20日。健康診断あり。

(注) 採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

9 その他

- (1) 提出された書類は、返還できません。
- (2) 受験に際して徳島市が収集する個人情報は、当該試験及び任用に関する事務以外の目的では一切使用しません。

【問い合わせ先】

徳島市教育委員会学校教育課 管理係
〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
電話：088-621-5413（平日 8:30～17:00）